

京都府海岸漂着物等対策推進地域計画(中間案)に対する意見募集結果

1 意見の募集期間 令和2年12月16日(水)～令和3年1月6日(水)まで

2 意見募集の結果 6人 8案件

3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

No.	項目	御意見の要旨	京都府の考え方
1	回収・処理	京丹後市と舞鶴市の2カ所で海岸漂着物の調査をしている理由は何か。	海岸漂着物の調査については、環境省が策定した「地方自治体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン」に基づき実施しました。 このガイドラインには、調査地点を河口から離すことや普段から清掃が実施されている場所は外すことなどが記載されており、関係市町と調整し、外洋からの影響を見ることを主な目的とした京丹後市(岩田海岸)と内陸からの影響を見ることを主な目的とした舞鶴市(瀬崎漁港海岸)の2カ所を選定しました。
2	回収・処理	埋立処分されている海岸漂着物について、リサイクルを推進すべきではないか。	海岸漂着物に塩分が含まれていることから埋立処分されていますが、リサイクルが可能となるように技術開発を促進してまいります。
3	回収・処理	やむを得ない海岸漂着物の焼却処分について野外焼却禁止の例外とすることはできないか。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物の野外焼却が禁止されています。災害の応急対策のために必要な焼却、農業等を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却等はその例外とされていますが、海岸漂着物の野外焼却については認められていません。
4	回収・処理	漁業者への海岸漂着物に関する問題意識や解決に向けた意識の醸成が大切である。	漁業者、市町、京都府等で構成するプラットフォームを設置する予定であり、その中で漁業者の海岸漂着物に関する問題意識や解決に向けた意識の醸成を図るとともに、漁具の海洋への流出抑制及び回収についても、漁業者と連携して取り組んでまいります。
5	回収・処理	海岸漂着物等の回収について漁業関係者と連携し、国の補助金を活用するとの記述があるが、どのような補助制度があるのか。	海岸漂着物等の回収・処理に係る事業のうち、漁業者が漂流ごみや海底ごみを海から無償で持ち帰る事業が、環境省補助制度の対象とされています。
6	発生抑制	発生抑制対策は流域全体で考えなければならないが、淀川流域は複数の府県にまたがるため、より一体的な対策が必要である。	発生抑制を図っていくためには、流域一体となった対策が必要であると考えており、淀川流域の自治体や京都府も参加している関西広域連合と連携して、発生抑制対策を進めてまいります。 なお、関西広域連合では、人材育成の推進のために環境保全活動団体の交流会を開催するなど、関西全体での環境保全にむけた意識の向上を図っており、引き続き関係府県と協力しながら対策を講じてまいります。
7	その他	海岸や河川の清掃活動は、担い手の育成が重要である。	京都府内の海岸や河川では地域団体等により清掃活動が実施されています。この活動を京都府HP等で情報発信することにより、若者等の担い手育成につなげていきます。
8	その他	天橋立の清掃活動に参加すれば、清掃活動をやり終えた後の達成感だけでなく、地域に貢献し、天橋立の世界文化遺産登録に向けて役立っているという自負心が芽生えるのではないかと。 また、クロマツ林の維持には保全作業が必要であり、樹木医などの専門家により、定期的なクロマツ林の手入れが必要ではないかと。	清掃活動のような地域貢献活動を実施することは大切なことだと考えています。 天橋立公園の松並木については、樹木医及び学識者からの助言をいただきながら、定期的に手入れを実施しているところであり、今後も保全の取組を継続してまいります。